地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯科用３次元エックス線断層撮影装置及び手術用顕微鏡を用いて根管治療を行った場合に、手術用顕微鏡加算として、400点を所定点数に加算する。なお、第４部に掲げる歯科用３次元エックス線断層撮影の費用は別に算定できる。ただし、区分番号Ｉ０２１に掲げる根管内異物除去の注に規定する手術用顕微鏡加算を算定している場合は、算定できない。

４　３については、Ｎｉ－Ｔｉロータリーファイルを用いて根管治療を行った場合に、Ｎｉ－Ｔｉロータリーファイル加算として、150点を所定点数に加算する。

（外科後処置）

Ｉ００９　外科後処置

１　口腔内外科後処置（１口腔１回につき）　22点

２　口腔外科後処置（１回につき）　22点

Ｉ００９－２　創傷処置

１　100平方センチメートル未満　52点

２　100平方センチメートル以上500平方センチメートル未満　60点

３　500平方センチメートル以上　90点

注　１については、入院中の患者以外の患者及び手術後の患者（入院中の患者に限る。）についてのみ算定する。ただし、手術後の患者（入院中の患者に限る。）については手術日から起算して14日を限度として算定する。

Ｉ００９－３　歯科ドレーン法（ドレナージ）（１日につき）　50点

Ｉ００９－４　上顎洞洗浄（片側）　55点

Ｉ００９－５　口腔内分泌物吸引（１日につき）　48点

Ｉ００９－６　摘便　100点

Ｉ００９－７　ハイフローセラピー（１日につき）

１　15歳未満の患者の場合　338点

２　15歳以上の患者の場合　230点

Ｉ００９－８　経管栄養・薬剤投与用カテーテル交換法　200点

注　区分番号Ｉ００９－２に掲げる創傷処置、区分番号Ｊ０８４に掲げる創傷処理の費用は所定点数に含まれるものとする。

Ｉ００９－９　留置カテーテル設置　40点

Ｉ００９－１０　超音波ネブライザ（１日につき）　24点

（歯周組織の処置）

Ｉ０１０　歯周病処置（１口腔１回につき）　14点

注　特定薬剤を用いて行った場合に算定する。

Ｉ０１１　歯周基本治療

１　スケーリング（３分の１顎につき）　72点

２　スケーリング・ルートプレーニング（１歯につき）

イ　前歯　60点

ロ　小臼歯　64点

ハ　大臼歯　72点

注１　１については、同時に３分の１顎を超えて行った場合は、３分の１顎を増すごとに、38点を所定点数に加算する。

２　同一部位に２回以上同一の区分に係る歯周基本治療を行った場合、２回目以降の費用は、所定点数（１については、注１の加算を含む。）の100分の50に相当する点数により算定する。

３　区分番号Ｉ０１１－２に掲げる歯周病継続支援治療を開始した日以降は、算定できない。

４　麻酔及び特定薬剤の費用は、所定点数に含まれる。

５　区分番号Ｄ００２の３に掲げる混合歯列期歯周病検査に基づく歯周基本治療については、１により算定する。

Ｉ０１１－２　歯周病継続支援治療

１　１歯以上10歯未満　170点

２　10歯以上20歯未満　200点

３　20歯以上　350点

注１　一連の歯周病治療終了後、継続支援が必要な患者に対し、歯周組織の状態維持又は重症化予防を目的として、プラークコントロール、スケーリング、スケーリング・ルートプレーニング、咬合調整、機械的歯面清掃等の継続的な治療（以下この表において「歯周病継続支援治療」という。）を開始した場合は、それぞれの区分に従い月１回に限り算定する。

２　２回目以降の歯周病継続支援治療の算定は、前回実施月の翌月の初日から起算して２月を経過した日以降に行う。ただし、一連の歯周病治療において歯周外科手術を実施した場合等の歯周病継続支援治療の治療間隔の短縮が必要とされる場合又は区分番号Ｂ０００－４－２に掲げる小児口腔機能管理料の注５に規定する施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関において歯周病継続支援治療を開始した場合は、この限りでない。

３　区分番号Ｂ０００－４－２に掲げる小児口腔機能管理料の注５に規定する施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関において歯周病継続支援治療を開始した場合は、口腔管理体制強化加算として、120点を所定点数に加算する。

４　歯周病の重症化するおそれのある患者に対して他の保険医療機関（歯科診療のみを行う保険医療機関を除く。）からの情報に基づき歯周病継続支援治療を実施し、診療情報を当該他の保険医療機関に提供した場合は、重症化予防連携強化加算として、100点を所定点数に加算する。

５　歯周病継続支援治療を開始した後、病状の変化により歯周外科手術を実施した場合は、歯周精密検査により再び病状が安定し継続的な治療が必要であると判断されるまでの間は、歯周病継続支援治療は算定できない。

６　歯周病継続支援治療を開始した日以降に歯周外科手術を実施した場合は、所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。

Ｉ０１２及びＩ０１３　削除

（その他の処置）

Ｉ０１４　暫間固定

１　簡単なもの　200点

２　困難なもの　500点

Ｉ０１５　口唇プロテクター　290点

Ｉ０１６　線副子（１顎につき）　650点

Ｉ０１７　口腔内装置（１装置につき）

１　口腔内装置１　1,500点

２　口腔内装置２　800点

３　口腔内装置３　650点

注　顎関節治療用装置、歯ぎしりに対する口腔内装置、口腔粘膜等の保護のための口腔内装置、外傷歯の保護のための口腔内装置又はその他口腔内装置を製作した場合に当該製作方法に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。

Ｉ０１７－１－２　睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置（１装置につき）

１　睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置１　3,000点

２　睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置２　2,000点

注　睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置を製作した場合に、当該製作方法に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。

Ｉ０１７－１－３　舌接触補助床（１装置につき）

１　新たに製作した場合　2,500点

２　旧義歯を用いた場合　1,000点

Ｉ０１７－１－４　術後即時顎補綴装置（１顎につき）　2,500点

Ｉ０１７－２　口腔内装置調整・修理（１口腔につき）